

1			基本事項
1			1
1			システム概要
1	1	1	生成AIを用い、職員が与える情報とそれを制御する指示（プロンプト）を通じて、生成された結果を返すシステムであること。
1	1	2	利用者がプロンプトを都度記載することなく、雛形や定型を引用し迅速に結果を得られるシステムであること。
1	1	3	通常の間人がリアルタイムにタイプをしたり、過去の記載文字列を引用し修正したりするよりも、高速で精度の高い品質の結果を返し、医療従事者の労働時間短縮に資するシステムであること。
1	1	4	医療制度が既に学習されていて、稼働当初から運用に耐える品質の情報を出力することができること。
1	1	5	職員が与える情報とは、文字列、音声ファイル、画像ファイルを含むこと。
1	1	6	入力データ（文字列：クリップボードもしくはファイル）から以下の例のような結果を出力できること。 ・電子カルテの情報（テキスト）を → 診療情報提供書としての既往歴、症状経過、処方情報をまとめる ・話し言葉、議事録をクリップボード経由コピー → 指定文字数以内で要約 ・外国語の文字列 → 日本語に翻訳
1	1	7	入力データ（音声ファイル）から以下の例のような結果を出力できること。 音声ファイル → 話し言葉での文字おこし、議事録的な要約、指定した形式で要約（箇条書き等）
1	1	8	入力データ（画像ファイル）から以下の例のような結果を出力できること。 ・帳票（他院からの診療情報提供書等を想定） → 文字おこしをする ・薬歴（お薬手帳等）をスキャンした画像データ → 薬剤毎に用法、錠数、日数等を取りまとめて文字列化
1	1	9	本院の調達時点において十分に実用的で他の400床以上の病院において10件以上の実績があること。
1	1	10	大規模言語モデル(LLM)を用い、既に学習をしているモデルデータを用いて結果を得られるシステムであること。
1	1	11	予め医療分野に関して、学習を完了し診療の場でも十分に参考にできるレベルで完成した生成AIモデルを使用していること。
1	1	12	医療分野に関する問答の回答品質が高いことは当然であるが、それ以外の分野に関する回答結果も一般的な人間よりも見識の深い回答を得られること。
1	1	13	医療分野での文字おこしをした際には、その出力結果は分脈から医療分野としての正しい漢字を適用することができること。
1	1	14	本院で与えた情報によってAI側の学習を行い、本院以外のユーザーに情報が漏洩することのない閉じた環境を提供すること。
1	1	15	生成AIの安全管理におけるガイドラインを有しており、それを実践して製品に反映をさせていること。
1	1	16	上記のアプリケーションから得られた結果は、コピーアンドペーストもしくは本院が導入している電子カルテ（富士通Japan製 Lifemark HX）のAPI等にて直接データを適用し、診療記録に用いることができること。
2			利用環境
2			1
2			クライアント環境
2	1	1	ネットワーク的にインターネットから閉じた環境に構築された電子カルテ端末にて利用可能であること。
2	1	2	次の2つの方法のいずれかで動作すること。 ①WEBブラウザ（Windows11 Professional上のEdge/125.0.2535.67）上で動作 ②独自のソフトウェアで動作（この場合、必要なAPI等のインストールを行うこと）
2	1	3	WEBブラウザの設定やシステムへのアドレス等の諸設定の要件については、漏れなく本院に提示を行い円滑な設定が行えるようにすること。
2			2
2			サーバー環境（生成AIのエンジン）
2	2	1	生成AIのサーバー／エンジン（※以下サーバー）に関しては本院に設置せず、オンライン上のサーバー（クラウド）を利用すること。
2	2	2	業務向けのサーバーとして、国内のデータセンターにて完結する運用をしていること。
2			3
2			接続環境（ネットワーク）とセキュリティ
2	3	1	本院とサーバー間は①閉域網VPN回線または②インターネット回線（サーバーへのホワイトリスト制御が前提）のどちらかで接続をすることが可能であることとし、接続に際しては、以下に示す指示に従うこと。 ①閉域網VPN回線を用いる場合 回線の終端装置の設置場所等を提案し本院において設置の承認を受けること。 ②インターネット（サーバーへのホワイトリスト制御の場合） サーバーにおける本院の環境については、他の者がアクセスできないような手法を採用すること。 ※本院のグローバルIPアドレス以外からは、本院の環境にアクセス不能である。

2	3	2	いずれの接続方法でも、院内外への通信は本院に設置済みのファイアウォールを通るよう設定すること。 設定は本院が実施するため、セキュリティ要件を本院に提示し設定作業を支援すること。 独自にファイアウォールを導入する場合は、その費用を初期導入費および保守費を使用料等見積書に含めること。
2	3	3	サーバーで保持する内容は暗号化して保持される仕様であること。
2	3	4	「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」に基づき、情報の安全性を担保できるシステムであること。
2	3	5	「製造業者サービス事業者による医療情報セキュリティ開示書」を本院に提出すること。
2	3	6	サービス提供会社はISMS (ISO 27001) を取得していること。
2	3	7	データ保管場所 (クラウド) を用いる場合、取り扱い事業者がISO27001, ISO27017, ISO28018認証の監査を受けセキュリティ上問題のないことが確認されていること。
2	3	8	生成AIに関しては、どの事業者の製品 (Google社、Microsoft社、OpenAI社等) を使用しているか本院に開示すること。
2	3	9	当該システムでのインシデントが発生した場合は、本院からの問い合わせに対して可能な限りの調査ログデータ等の提供を行うこと。
2	3	10	電子カルテ端末はインターネットに対して閉鎖的なネットワークに存在する為、自動アップデートを行う事ができない。ルート証明書の更新や他に必要なアップデートの必要性がある場合は情報提供を本院に行い、各端末への設定の支援をすること。
2	3	11	生成AIサービスの提供を受けるために必要となる通信回線の開設は提案者が実施することとし、その費用は初期導入費用に含めること (プロポーザル実施要綱6(2)キ)。
2	3	12	2-3-11で開設した通信回線の月額使用料は5年間分を使用料等の見積書に含めること (プロポーザル実施要綱6(2)ク)。
2	4	サービスおよび運用面	
2	4	1	サービス提供時間は24時間365日のノンストップの稼働を行うこと。
2	4	2	サービス利用開始前に、職員に対し5回程度の操作説明会を開催すること。 なお、日程は後日相談して決定する。
2	4	3	職員向けの利用マニュアルを提供すること。 マニュアルの改訂があった場合も、適宜提供すること。
2	4	4	サービス利用開始後、使用方法、不具合対応等に係る問合せ窓口があること。 問合せ方法は、電話およびメールとする。 なお、問合せ窓口の費用は、使用料等見積書に含めること。
2	4	5	定期的なバージョンアップ/機能アップグレードを提案すること。
2	4	6	定期的なバージョンアップにおいて、運用に大きな変更点が発生する場合は本院担当者に連絡を行い、その変更に対して説明し許可を得ること。
2	4	7	定期的なバージョンアップにより新しい機能が追加された場合は、マニュアルを提供すること。
2	4	8	システム稼働状況を監視し、セキュリティ面、可用性面 (死活監視) の不具合を検知可能なシステムであること。
3	保守および使用料		
3	1	保守	
3	1	1	サービスの安定稼働のため、必要な保守を行うこと。
3	1	2	定期的なメンテナンスや、その他の不可避な事由によって運用を停止する事があれば、本院担当者に連絡し、その運用停止に関する説明と許可を得ること。
3	1	3	生成AIに関しては現時点で実用レベルではあるものの発展途上であるという認識を持つ。従って動作環境の変更、新しい運用方法/機能等を定期的に本院に紹介し利用を促すこと。
3	1	4	システム構成、セキュリティ的な施策を本院に開示し、セキュリティ面のアセスメントを行えるようにできること。
3	1	5	保守費は5年間分を使用料等見積書に含めること (プロポーザル実施要綱6(2)ク)。
3	2	使用料	
3	2	1	生成AIサービスはライセンスフリーとして費用を計上すること。もしくは、電子カルテ等の端末 (853台) で使用できるライセンス数の費用を計上すること。
3	2	2	生成AIサービスの使用料は5年間分を使用料等見積書に含めること (プロポーザル実施要綱6(2)ク)。
3	2	3	使用料等見積書に記載の金額は、5年間に変更しないこと (プロポーザル実施要綱6(2)ク)。